



# PRESS RELEASE

令和8年1月23日  
南予地方局八幡浜支局企画課

令和7年度第2回愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議の開催について

標記会議を次のとおり開催（部分公開）します。

1 日 時 令和8年2月4日（水曜日） 19:00～21:00

2 場 所 愛媛県八幡浜支局7階 大会議室（八幡浜市北浜1丁目3番37号）

## 3 議 題

- (1) 2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に係る検討について
- (2) 令和8年度八幡浜・大洲喜多・西予地区の二次救急輪番体制について
- (3) かかりつけ医報告制度及びかかりつけ医に関する協議の場について
- (4) 医療と介護の効率的な連携方法について【非公開】
- (5) 外来機能報告（紹介受診重点医療機関）に関する協議について【非公開】
- (6) その他

※ 議題（4）については、愛媛県情報公開条例第7条第2項第2号アに規定する「公にすることにより、関係する医療機関及び医療関係事業者等の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」及び、同条例第7条第2項第5号に規定する「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれ、不當に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不當に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報」を含むため非公開とします。

また、議題（5）については、同条例第7条第2項第5号に規定する「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれ、不當に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不當に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報」を含むため非公開とします。

## 4 傍 聴

(1) 傍聴の定員 10人

(2) 傍聴の申し込み方法等

ア 傍聴を希望される方は、1月30日（金曜日）17時までに電話、FAX又は電子メールにより、傍聴を希望する会議の名称並びに傍聴希望者の氏名、住所及び連絡先（電話番号、FAX番号等）を事務局（八幡浜保健所企画課）までご連絡ください。  
(1回の申し込みにつき1名のみ可)

イ 傍聴の申し込みの受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。

ウ 傍聴することができる方には、2月2日（月曜日）17時までに事務局から電話、FAX又は電子メールによりその旨を連絡します。

(3) 非公開とする事項に係る部分を除いて傍聴できます。（部分公開）

(4) 傍聴される場合は、別添傍聴要領をご確認ください。

【問い合わせ先及び傍聴申し込み先：事務局】

八幡浜保健所 企画課 担当：菰田（こもだ）

TEL：0894-22-4111（内線279）、FAX：0894-24-0631

E-mail：yaw-hokenkikaku@pref.ehime.lg.jp

## 愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議傍聴要領

### 1 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、令和8年2月4日（水曜日）午後6時55分までに、会場（愛媛県南予地方局八幡浜支局7階大会議室）前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室してください。  
(受付は令和8年2月4日（水曜日）午後6時30分から行います。)

### 2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。なお、これらに違反する場合は、退場させられる場合があります。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方針により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。  
ただし、許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他、会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

### 3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従ってください。
- (2) 会議を傍聴する方が、2の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。